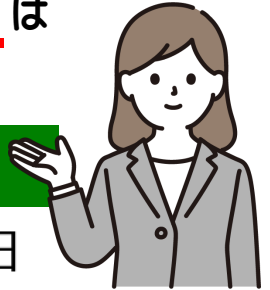


# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内

受給していただくためには手続きが必要です

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (1世帯あたり5万円) は「住民税非課税世帯」や「家計急変世帯」を支援する給付金です。



## 給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

## 申請期限

令和5年1月31日

## 支給対象となる世帯と手続きの方法

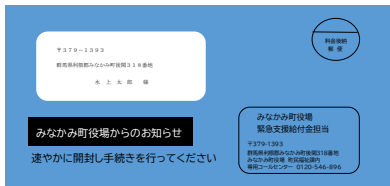
いずれかにあてはまる世帯が今回の給付金の支給対象となります

### 住民税非課税世帯向け給付金

**世帯全員**の令和4年度  
住民税均等割が**非課税**の世帯

※9月30日時点の世帯構成を基準とします。

対象と思われる世帯には11月中に  
確認書を発送いたします。



※青い封筒で書類をお送りします。  
※同封されてる資料等を参考に手続きをしてください。

### 家計急変世帯向け給付金

予期せず 令和4年1月～12月の間に  
家計が急変し **世帯全員**の収入が  
**住民税非課税相当**となった世帯

支給要件をご確認のうえ、支給対象  
世帯に該当する場合は、下記までご  
連絡ください。

みなかみ町  
価格高騰緊急支援給付金コールセンター  
☎ 0120-546-896

※支給要件の詳細については裏面でご確認ください。

「住民税非課税世帯向け給付金」及び「家計急変世帯向け給付金」ともに  
住民税が課税されている親族等から**税法上の扶養**をされている方のみで  
構成される世帯は**支給対象とはなりません**。(離れて生活するご家族等にもご確認ください)

## お問合せ先

給付金の制度に関することは

内閣府臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 9:00～20:00 (12/29～1/3を除く)

給付金の受給手続きに関することは

みなかみ町

価格高騰緊急支援給付金コールセンター

☎ 0120-546-896

受付時間 9:00～17:00 土日祝日 及び  
12/29～1/3を除く

**家計急変世帯向け給付金** の支給対象世帯に該当するかは以下の内容でご確認いただけます



- 世帯員の範囲は、給付金の申請日における住民基本台帳の登録状況が基準となります。
- 虚偽の申請等により不正に給付金を受給した場合、詐欺罪に問われる可能性があります。

**非課税世帯向け価格高騰緊急支援給付金** の支給対象世帯ですか？

(対象と思われる世帯には令和4年11月1日以降、手続きのご案内を郵送しています。)

はい



いいえ

■「非課税世帯向け価格高騰緊急支援給付金」の支給対象世帯の方は「家計急変世帯向け給付金」の申請はできません。

世帯の中に住民税均等割が課税されている方から税法上の扶養を受けていない方が1人以上いますか？ (離れて暮らすご家族にも確認してください)

いいえ



はい

■住民税が課税されている親族等から税法上の扶養を受けている方のみで構成される世帯は本給付金の対象となりません。

住民税が課税されている方の現在の収入(または所得)は住民税非課税相当まで減少していますか？

いいえ



はい

■住民税非課税相当となる収入(または所得)の目安については下記の一覧表を参考にしてください。

住民税が課税されている方が非課税相当まで収入(または所得)が減少した理由は事前に予想できないものでしたか？

いいえ



はい

■予想できない理由による収入の減少とは、通常見込まれていた収入や所得が突発的な事情により減額もしくは無くなった状態をさします。

**家計急変世帯向け給付金** の支給対象となる可能性がありますので、**みなかみ町 価格高騰緊急支援給付金コールセンター** までご連絡ください。申請手続きについてご案内いたします。 ※申請書を提出いただいた後、審査を経て給付金が支給されます。

《 **住民税均等割が非課税相当となる収入の目安** 》

- 税法上の扶養親族の人数により非課税相当となる収入の目安が異なります。
- 令和4年12月までを対象期限として直近の月収が非課税相当であれば対象となる可能性があります。

税法上扶養している親族の人数	収入見込額で計算する場合の非課税相当となる上限額の目安	非課税相当となる年間所得額
単身又は扶養親族がいない場合	月収 77,500円 (年収93.0万円)	38.0万円
扶養親族 1名 を扶養している場合	月収114,833円 (年収137.8万円)	82.8万円
扶養親族 2名 を扶養している場合	月収140,000円 (年収168.0万円)	110.8万円
扶養親族 3名 を扶養している場合	月収174,750円 (年収209.7万円)	138.8万円
扶養親族 4名 を扶養している場合	月収208,083円 (年収249.7万円)	166.8万円
※扶養親族の人数には配偶者控除等による扶養を受けている配偶者も含まれます。		
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	月収170,250円 (年収204.3万円)	135.0万円

家計急変世帯向け給付金の支給対象とはなりません